



鳥取県公報

平成 21 年 1 月 30 日 (金)
第 8 0 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (55) (福祉保健課) . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (56) (〃) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (57) (耕地課) 3
	保安林の指定の解除予定 (58) (森林保全課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (59~61) (〃) 3
	県道の区域の変更 (62) (道路企画課) 7
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2 件) (63・64) (西部総合事務所県民局) . . . 8
	土地改良区の役員の就退任 (65) (西部総合事務所農林局) 9

告 示

鳥取県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	平成20年12月31日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	平成20年12月31日

鳥取県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町556	わかさ生協診療所 デイサービス さくら	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	通所介護	平成21年1月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネのやわらぎ松並	鳥取市松並町一丁目228	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成20年11月1日

鳥取医療生活 協同組合	鳥取市末広温 泉町556	わかさ生協診 療所デイサー ビスさくら	八頭郡若桜町 大字若桜1200 - 1	介護予防通所 介護	平成21年1月 1日
----------------	-----------------	---------------------------	---------------------------	--------------	---------------

鳥取県告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（ため池等整備事業桜池地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成21年1月30日から同年2月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
北栄町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第58号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字高浜2164の799・2164の947（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第59号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字屋堂羅字イガラシ1205の1、1205の2、1205の6から1205の16まで、1205の20、1205の25から1205の40まで、1205の47から1205の62まで、字カラカ谷1206の1から1206の15まで、1207から1211まで、字小サコ1212から1214まで、字水谷1215から1219まで、1219の1、1219の2、1220から1222まで、1223の3から1223の51まで、1224から1226まで、1226の1、字立カイ1227から1230まで、1230の1から1230の3まで、1231の1から1231の5まで、1232から1235まで、1235の1、字小場ノ向1236、1238から1242まで、1242の1、1242の3、1243、1244、1244の1、1245、1245の1、1246、1246の1から1246の3まで、1247、字小シラ谷1248の1、1249の1から1249の18まで、1250、字ナツワクチ1251、1251の1から1251の8まで、1252の1から1252の22まで、字桑外谷1253の1から1253の3まで、1253の5から1253の13まで、1254、1255の1、1255の2、1256から1259まで、1259の1、1260、1261の9、1261の10、1261の1から1261の8まで、1262、1262の1、1263から1265まで、1265の1、1266、1266の1から1266の8まで、1267の1、字大石谷1268、1268の1、1269、1269の1、1270、1270の1、1271から1273まで、1273の1、1274、1274の1、1275、1276、1276の1、字寺谷1277、1278の1、1278の3、1279、1279の1、1280、1281、1282の1から1282の4まで、1283の1、字観音堂谷1284から1290まで、字羽落谷1292の1、1292の2、1293の1、1293の2、1294、1294の1、1295、字社谷996、997の1から997の5まで、998、998の1、999、1000、1000の1から1000の4まで、1001、1001の1から1001の3まで、1002、1002の1から1002の3まで、1003、1004、1004の1、1004の2、1005、1006、1006の1から1006の4まで、字瀧谷1007、1007の1、1007の2、1008、1008の1から1008の3まで、1009の1から1009の4まで、1010から1016まで、1017の1から1017の27まで、1018、1018の1、1019から1022まで、1023の1、1023の2、1024、1024の1、字畑ヶ谷1025の3から1025の23まで、字大谷1026、1026の3、1026の4、1026の8から1026の38まで、1027、1027の1、1027の2、1028、字西開市1029、1030の1から1030の9まで、1031の1、1031から1036まで、1036の1、1037、1038、字大畑ヶ谷1042から1045まで、1045の1、1046、1047、1048の1から1048の4まで、1049から1051まで、1051の1、1052、1053、1053の1から1053の3まで、1054、1055、1055の1、1056から1058まで、1058の1、1059、1060、字小場ノ奥1063、1064、1066から1068まで、1068の1、1069、1069の1、1070から1075まで、1075の1、1076から1080まで、1082の1から1082の12まで、1082の14、1083から1090まで、1090の1、1091から1093まで、1093の1、1094、1096、1097の1、1097の2、字カンコウ谷1098から1107まで、1108の1から1108の4まで、1109から1111まで、1111の1、1112から1114まで、1114の1、1115から1119まで、1119の1、1120から1124まで、1125の1、1125の2、1126、1126の1、字黒谷1128、1129の1、1129の2、1130から1134まで、1136、1136の1、1137、1137の1、1139から1143まで、1143の1、1144、1145の1、1145の2、1146の1、1146の2、1147の1、1147の2、1147の19、字カンドコ1147の3から1147の18まで、1149から1151まで、1151の1、1152から1165まで、1166の1から1166の9まで、1167から1169まで、1169の1、1170から1181まで、字カツラ谷1188の1から1188の18まで、1189から1191まで、1193から1199まで、大字中原字木地屋ノ下モ1308の22から1308の32まで、1308の35、1308の36、1309から1311まで、字木地屋ノ上1312から1318まで、1319の2から1319の12まで、1319の15、1320から1323まで、1323の1、1324、字大岩谷1325の4、1325の10から1325の25まで、1325の40、1326、1326の1、1327、字外ノ岡1344の1、1344の2、1345の4、1345の5、1345の10から1345の21まで、1347の2、1347の5、1347の6、1347の19から1347の36まで、1347の38から1347の45まで、1347の48から1347の56まで、1347の58から1347の63まで、1347の71、1347の73、1347の77から1347の80まで、1347の83から1347の85まで、1347の87、1348から1350まで、1354、1355の1から1355の3まで、1356、字大室1363、1363の1から1363の27まで、1363の29、1363の30、1363の34、1363の38、1363の39、1363の41から1363の43まで、1364、1366の13、1366の15、1366の16、1366の20、1366の21、1366の23から1366の26まで、1366の29から1366の41まで、1366の49、大字茗荷谷字タキ谷338の2、338の4、338の11から338の17まで、338の26から338の30まで、339の2、339の4、339の5、339の51から339の67まで、字尾出見345の1、345の4、345の68から345の133まで、346の1から346の3まで、346の6から346の

139まで、346の179、字川原谷352の1、352の3、352の4、352の13から352の48まで、352の146から352の204まで、352の214、352の215、352の242、353の2から353の5まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第60号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字伊屋之谷1493、字紙屋谷下モ段1941、1942、西谷字城矢白644の1から644の4まで、644の7、644の8

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字上ミ大ナル上エ1781の1、字上ミ大ナル753、見槻字長品70、字上ノ谷605、見槻中字スゲノ谷485の1、字茶山ヶ谷486の2、字奥瀧490、字平ヶ谷493の6、字糸谷99、102、104の3、105、106、字下向ヒ山526、字糸谷東527の19、福井字大谷567、567の1、568、568の1、568の2、568の4、681、船岡殿字段ノ谷山724の1、726、727、728の3、字段ノ谷137、下野字水目谷759、字水目谷上平1185、橋本字藤足谷67の1、68、73の4、650、651、字藤足谷東平644、字中ノ谷東平639から642まで、塩上字大平455から457まで、459から461まで、490、491、字上土居265、266、269、271、274の1、274の3、志子部字大鳴357から370まで、西谷字中目谷849の1、849の7、字下モ目谷850の3、字笹尾17の1、18の1、20、679の1、680、681、681の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字ソフケ畑1856、字上ミ鹿垣1227、字磯ノ三1539、見槻字恵牙ノ谷655の2、字石黒716、字瀬戸山817の2、見槻中字蓮花寺8の1、10の3、18から21まで、21の1、字殿ノ奥349の1、字細ヶ谷489、字本西谷612の2、福井字上西岡444の1、453の1、453の2、志子部字葛ヶ谷388、字明地ヶ鳴459の2、460、字小志子部170の2、172から175まで、175の1、176、176の1、177、177の1、178の2、179、180、西谷字中目谷849の2、849の5、849の8から849の10まで、849の14、船岡字天満1664の2、字新庄谷875の1、875の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第61号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町郡家殿字大谷1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町山田字奥羽山364の1から364の3まで、365から367まで、370、371、字池ノ山377、378の1、378の3、郡家殿字芦ヶ谷639の2、653、篠波字大市谷710から717まで、718の1、字引地谷649の1、649の2、字奥深谷653、654、字本谷753の2から753の5まで、字上保木785から788まで、延命寺字馬場129、129の1、字宮ノ本287、288、字大屋敷289、291、字割谷294、296、字祢布谷297、字小屋ガ谷298、301の1、302、字萬燈山303、市場字小田592の2、592の45、592の47から592の51まで、593、646から650まで、650の1、651、字石山口658の1、658の4、658の10、658の11、659、660の1、660の2、字井毛661、662の14、久能寺字赤坂上930、934、937の1、937の2、938の1から938の54まで、上峰寺字笑ヒ道谷386の8、386の11、386の13、市谷字南谷542の1、542の2、542の4、543の1、551の1、548から550まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町市場字荒神谷232の5、235の1、235の2、236

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年1月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野 倉吉線	東伯郡三朝町大字横手字福路500-2地先から同町大字大瀬	変更前	21.1~88.2	164.0
	字上畑95-2地先まで	変更後	15.2~63.7	164.0

鳥取県告示第63号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年3月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月30日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

- 1 申請のあった年月日
平成21年1月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人プロデュース・ハレ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小林 功
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市彦名町80-38
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域と地域に関係する人に対して、地域の文化・芸能・教育・福祉・環境に関する各種事業を行うことにより、地域の発展を図るとともに、それらの活動を通して、青少年の健全育成及び地域愛の醸成等に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第64号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年3月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年1月30日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

- 1 申請のあった年月日
平成21年1月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢蔵プロジェクト

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

加藤 文治

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市富士見町二丁目65

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域のまちづくりや景観形成の実践及び提案に関する事業を行い、住民参加のまちづくりの実践をめざす。また、まちづくりに関心を持つ市民に対し、親睦・交流を深めるための情報提供やネットワークの機会の提供、専門的見地からの助言等を行うことにより、地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年1月30日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

退任した役員の氏名及び住所

理 事	畑 岡 勝 成	米子市上福原二丁目4-41
〃	生 林 隆 輝	米子市西福原九丁目1-32
〃	永 見 新 一	米子市両三柳2185
〃	廣 東 理 一	米子市車尾六丁目7-10
〃	竹 内 壽 朗	米子市目久美町295
〃	松 本 克 博	米子市夜見町148
〃	井 田 昭	米子市富益町1150
〃	井 田 義 美	米子市和田町2536
〃	藤 岡 龍 二	米子市彦名町4901
〃	吉 岡 登	米子市葭津1816
〃	足 立 輝 夫	境港市麦垣町30-1
〃	阿 部 隆	境港市高松町168
〃	足 立 米	境港市上道町541
〃	築 谷 克 巳	境港市渡町2135
〃	柏 木 慶	境港市清水町709
監 事	三 島 伸 治	米子市安倍908
〃	安 田 知 史	米子市大篠津町964
〃	濱 武 夫	境港市花町60-2

平成21年1月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	鋪 倉 孝	米子市皆生五丁目6-40
〃	生 林 隆 輝	米子市西福原九丁目1-32
〃	永 見 新 一	米子市両三柳2185
〃	廣 東 理 一	米子市車尾六丁目7-10
〃	三 島 伸 治	米子市安倍908
〃	松 本 克 博	米子市夜見町148

〃	井 田 昭	米子市富益町1150
〃	矢 倉 玲 二	米子市和田町3413
〃	藤 岡 龍 二	米子市彦名町4901
〃	吉 岡 登	米子市葭津1816
〃	永 見 諒	境港市小篠津町880
〃	景 山 竹 市	境港市中野町2985
〃	足 立 米	境港市上道町541
〃	門 脇 明	境港市渡町869
〃	柏 木 嘉 明	境港市清水町851
監 事	竹 内 壽 朗	米子市目久美町295
〃	安 田 知 史	米子市大篠津町964
〃	角 本 洋 一	境港市花町166

平成21年 1 月 21 日 就任 任期 4 年